注釈　この18の規定の適用上、紛争締約国が1に規定する違反を構成するとされる措置について、当該措置は第十一条に規定する安全保障のための例外の適用対象となる旨を抗弁として主張する場合には、仲裁裁判所は、その裁定において当該措置の当否について検討しないことが了解される。ただし、当該仲裁裁判所は、問題となっている当該措置により引き起こされた投資財産に関する損害又は損失について第九十三条1に規定する待遇に照らし、(b)に規定する救済措置について評価することを妨げられない。

19　18の規定に従って下される裁定は、最終的なものであり、かつ、紛争当事者を拘束する。紛争締約国は、当該裁定を遅滞なく実施し、及び自国の区域内において関係法令に従い当該裁定の執行を行う。

20　いずれの一方の締約国も、他方の締約国及び当該一方の締約国の投資家が4の規定に従って仲裁に付託することに同意し、又は付託した投資紛争に関し、外交上の保護を与え、又は国家間の請求を行ってはならない。ただし、当該他方の締約国が当該投資紛争について下された裁定に従わなかった場合は、この限りでない。この20の規定の適用上、外交上の保護には、投資紛争の解決を容易にすることのみを目的とする非公式の外交交渉を含めない。

21　仲裁裁判所は、紛争締約国が要請する場合には、投資紛争が当該仲裁裁判所の管轄に属しないとの当該紛争締約国による異議につき、先決問題として取り扱い、及び決定する。ただし、そのような要請が、当該仲裁裁判所の設置の後直ちに行われることを条件とする。

第九十七条　一時的なセーフガード措置

1　いずれの締約国も、次のいずれかの場合には、第八十五条の規定に基づく義務であって国境を越える資本取引に係るもの及び第九十四条の規定に基づく義務に適合しない措置を採用し、又は維持することができる。

(a)　国際収支及び対外支払に関して重大な困難が生じている場合又は生ずるおそれがある場合

(b)　例外的な状況において、資金の移転が経済全般の運営、特に通貨及び外国為替政策に重大な困難をもたらし、又はもたらすおそれがある状況にある場合

2　1の措置は、次の全ての要件を満たすものとする。

(a)　国際通貨基金協定に適合するものであること。

(b)　1に規定する状況に対処するために必要な限度を超えないものであること。

(c)　一時的なものであり、かつ、事情が許す限り速やかに廃止されるものであること。

(d)　他方の締約国に対し、速やかに通報されるものであること。

(e)　他方の締約国の商業上、経済上又は資金上の利益に対し不必要な損害を与えることを避けるものであること。

3　一方の締約国は、1の規定に基づいていずれかの措置を適用する場合には、他方の締約国の要請に基づき、自国が採用する措置の見直しの可能性を検討するため、協議を開始する。

4　この条のいかなる規定も、国際通貨基金協定に基づく締約国の権利及び義務を変更するものではない。

第九十八条　信用秩序の維持のための措置

締約国が信用秩序の維持のための金融サービスに関連する措置をとる場合には、附属書四第二節1の規定が適用される。

第九十九条　環境に関する措置

一方の締約国は、環境に関する措置の緩和を通じて自国の区域内における他方の締約国の投資家の投資活動を奨励することが適当でないことを認める。各締約国は、自国の区域内における投資財産の設立、取得又は拡張を奨励する手段として環境に関する措置の適用の免除その他の逸脱措置を行うべきではない。

第百条　他の義務との関係

この協定のいかなる規定も、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、この協定が与える待遇よりも有利な待遇を与える各締約国の法令又は他の国際協定に影響を及ぼすものと解してはならない。

第百一条　有効期間及び終了

この協定の終了の日の前に投資された投資財産に関しては、この章の規定及びこの章に直接関係するこの協定の規定は、この協定の終了の日から更に十年の期間引き続き効力を有する。

第九章　知的財産

第百二条　一般規定

1　両締約国は、貿易関連知的所有権協定に従い、知的財産の十分にして、効果的かつ無差別的な保護を確保する。

2　この章に規定する知的財産とは、貿易関連知的所有権協定に基づく全ての種類の知的財産をいう。

第百三条　手続事項の簡素化

1　各締約国は、知的財産の保護に関する制度の効率的な運用を確保するため、知的財産に関する自国の行政上の手続を簡素化するための適切な措置をとる。

2　いずれの締約国も、自国の権限のある当局が優先権主張の基礎となる先の出願の翻訳文の正確性について合理的な疑義を有する場合を除くほか、出願人又はその代理人以外の者に対し、当該翻訳文についての認証を要求してはならない。

3　いずれの締約国も、出願日を認めるための条件として、委任状の提出が出願と同時に完了することを要求してはならない。

第百四条　知的財産の保護についての啓発の促進

両締約国は、知的財産の保護についての啓発（知的財産の使用及び知的財産権の行使についての教育及び普及の計画を含む。）を促進するために適切と認める措置をとるよう努める。

第百五条　特許

1　いずれの締約国も、特許出願に係る保護の対象がコンピュータ・プログラムを他のものとともに含むという理由のみによって、当該特許出願を拒絶することを要求してはならない。

注釈　この1の規定は、コンピュータ・プログラム自体を特許の対象とすることができるか否かについて、各締約国の法令に従って決定することに影響を及ぼすものではない。

2　締約国の権限のある当局は、特許出願を拒絶すべき旨の決定をしようとする場合には、特許出願人に対し、拒絶の理由を通知するとともに、当該締約国の法令に従い、合理的な期間内に当該拒絶の理由に対する意見を提出する機会を与える。

3　各締約国は、特許権者が、特許請求の範囲の減縮を目的として、当該締約国の法令に従い、願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面について、訂正の請求を特許に関して権限のある当局に提出することができることを定める。

第百六条　商標

1　各締約国は、次の規定に従い、広く認識されている商標を保護する。

(a)　各締約国は、商標が広く認識されている商標であるか否かを自国の法律に従って決定することができる。

(b)　各締約国は、職権により（当該締約国の法律により認められる場合に限る。）、又は広く認識されている商標の所有者が異議申立て、訂正、取消し若しくは無効の手続において申し立てた異議若しくは提起した訂正、取消し若しくは無効にすることの請求に基づき、自国の法律に従い、広く認識されている商標と同一若しくは類似の商標の出願を拒絶し、又は当該商標の登録を訂正し、取り消し、若しくは無効にする。

注釈　この(b)の規定の適用上、各締約国は、自国の法律に従い、次の条件のいずれか及び適当な場合には他の関連する要因を考慮することができる。

(i)　当該商標が不正な意図で使用されること。

(ii)　当該商標の使用が広く認識されている商標の識別性又は社会的評価を不正に利用し、又は害するものであること。